

1-1 公害疾患特掲診療費

第1 診察料

(1) 公害疾患相談料 280円(28点)

注1 初診料(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定法保(平成6年3月厚生省告示第54号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の区分番号A000初診料をいう。以下同じ。)を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。

2 入院中の患者にかかる公害疾患相談料は算定しない。

3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。

(2) 公害外来療養指導料 5,100円(510点)

注1 公害外来指導料は、指定疾病(公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導(温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、喘息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。

2 削除

3 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の額に710円(71点)を加算する。

4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。

◇ 公害疾患相談料について

① 患者又はその看護に当たっている者等から電話によって治療上の意見を求められて指示した場合には再診料が算定できるが、この場合に指定疾病に関して相談を受けたときには公害疾患相談料も併せて算定できる。

② 指定疾病のため同一病院の複数科を受診した場合、診療科ごとに公害疾患相談が行われていれば、診療科ごとに算定できる。

③ 同一日に再診があってもその都度公害疾患相談料は算定できる。

◇ 公害外来療養指導料について

① 公害外来療養指導料は、指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行った場合に算定するものであり、再診が電話により行われた場合にあっては、算定できない。

② 指定疾病以外の疾病を主とする入院中は公害入院療養指導料が算定されていないため、退院の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料はできない。

③ 公健法の療養の給付と健保法等の療養の給付等を同時に受けている場合の特定疾患療養指導料は、同時には算定できない。特定疾患療養指導料は主たる疾病の特定疾患療養指導料としてどちらからか一方でのみ算定する。なお、特定疾患療養指導料を算定した場合は、公害外来療養指導料は算定できない。

◇ ネブライザー加算について

① ネブライザー加算は、月1回に限り算定することができる。

② ネブライザー加算は、患者に対してネブライザー又は超音波ネブライザーを貸与し、療養上必要な指導等を行った場合に加算できる。

③ ネブライザー加算の額には、ネブライザーのマウスピース等が破損した場合における当該部品の交換等に係る費用も含まれる。

- 5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行なった場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。
- 6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者にかかる公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注3の規定については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。
- ① 医科点数表の区分番号 B000 に掲げる特定疾患療養指導料
 - ② 医科点数表の区分番号 B001 に掲げる特定疾患治療管理料 4. 小児特定疾患カウンセリング料
 - ③ 医科点数表の区分番号 B001 に掲げる特定疾患治療管理料 5. 小児科療養指導料
 - ④ 医科点数表の区分番号 C002 に掲げる在宅時医学管理料
 - ⑤ 医科点数表の第2章第2部第2節在宅療法指導管理料
- 7 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても公害療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料

(1) 公害入院療養指導料

- ① 病院に収容されている患者の場合(1日につき)
 - ア 入院の日から起算して3月以内の期間
750円(75点)
 - イ 入院の日から起算して3月を超えた期間
1,250円(125点)
- ② 収容施設を有する診療所に収容されている患者の場合(1日につき)

注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導(在宅酸素療法、喀痰排出訓練指導療法、喘息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。

- ◇ 特定疾患療養指導料等を公害外来療養指導料とみなす場合のネブライザー加算の取扱いについて
特定疾患療養指導料等を算定している場合であっても、ネブライザー加算を加算することができる。

◇ 公害入院療養指導料について

- ① 公害入院療養指導料は、指定疾病が主病である入院の場合のみ算定可能であり、指定疾病以外の疾病を主とする入院中は算定できない。
- ② 公害入院療養指導料の入院の日及び入院の期間は、入院時医学管理料と土用に取り扱う。
- ③ 公害入院療養指導料は外泊期間中は入院時医学管理料と同様算定できない。
- ④ 退院日について、公害入院療養指導料と退院指導料は入院時医学管理料と同様算定できる。
- ⑤ 退院時に在宅酸素療法指導管理料を算定した場合にあっては、退院の日の公害入院療養指導料は入院時医学管理料と同様算定できない。

(2) 清浄空気室管理料

注 別に環境庁長官の定める施設基準に適合していると都道府県知事又は公害健康被害補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

◇ 清浄空気室管理料について

- ① 清浄空室管理料については環境庁長官が定めつ施設基準（昭和50年5月27日環境保業第62号環境保健部長通知）に基づいて県知事等により承認された施設についてのみ算定できるものである。ポータブルの空気清浄機を病室に設置するのみでは、同基準を満たしていないので、清浄空気室管理料を算定することはできない。
- ② 他の県知事等により施設承認を受けている医療機関についても清浄空気室管理料を算定して差し支えない。なおこの場合、施設承認を行った県知事等に、承認の事実を確認されたい。

1-2 入院中の食事に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。

1-3 その他の診療報酬

前2章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定し点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める1点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、健康保険の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。

- (1) 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射線粒子、酸素その他の材料の費用 10円
- (2) その他
 - ① 公害医療機関の診療報酬の請求に関する総理府令(昭和49年総理府令第64号)様式第二号(一)により請求する診療費 12円
 - ② 同府令様式第二号(二)により請求する診療費 15円

◇ 医科診療報酬点数表

医科診療報酬点数表の要点については、次項以降を参照。